

再エネ制度廃止・清算法の概要・要綱・条文案

【概要】

法律案名

再生可能エネルギー推進制度廃止・清算に関する法律案（略称：再エネ制度廃止・清算法）

趣旨

固定価格買取制度（FIT）とフィードイン・プレミアム（FIP）を同時に終了し、新規の認定・契約を即時停止します。既存の FIT/FIP 契約は原則満了まで存置するとともに、事業者の希望に応じて任意の早期終了一時金または任意の市場移行を選べる道を用意します。制度の「後始末」に要する費用は、再エネ制度清算拠出金（再エネ発電事業者の拠出）を主財源とし、なお不足する場合に限り、小売電気事業者を通じて需要家（家庭・企業）の電気料金に清算賦課金を加算して補填します。清算は OCCTO に設ける清算勘定で一元管理し、毎年度の監査・公表で透明性を確保します。撤去・原状回復など環境・安全の規律は厳格に運用し、段階的に市場ベースの運用へ移行します。

ポイント

- 新規 FIT/FIP の即時停止、既存契約は原則満了。希望者には①早期終了一時金、②市場移行を任意選択で提供。
- 財源の基本：再エネ制度清算拠出金（再エネ事業者からの拠出）。不足時ののみ、電気料金への清算賦課金で補填（小売が徴収・OCCTO へ納付）。
- OCCTO 清算勘定を設置し、監査・年次公開で「見える化」。
- 環境・安全の強化（外部積立・撤去・リサイクル・代執行等）。
- 市場ベース運用への段階移行（優先給電等の特例の見直し）。

ねらい

- 家計・企業のコスト上振れを抑制しつつ、制度利益の整理を公平に実施。
- 約束は守りつつ正常化：既存契約の尊重と任意の選択肢付与。
- 透明な清算：誰がいくら負担し、何に使われたかを年次で公表。

【要綱】

一 目的

FIT 及び FIP の終了、新規認定等の停止、既存契約の経過措置、ならびに清算の財源・手続・透明性確保に関し必要な事項を定めること。

二 定義

- 「再生可能エネルギー発電事業者」等の定義。
- 「既存認定等」＝施行日前の認定・特定契約・プレミアム決定。
- 「清算」＝未収・過不足、任意終了一時金、係争、情報開示等の一連の処理。

三 新規認定・新規契約の停止

施行日以後、FIT/FIP の新規認定・新規契約の発生を停止（出力増分等は対象外）。

四 既存案件の経過措置

1. 既存契約は原則満了まで存置。
2. 任意の早期終了一時金及び任意の市場移行の制度創設（算定式等は省令・告示）。

五 清算勘定（OCCTO）

OCCTO に会計区分として再エネ制度清算勘定を設置し、財源・支出・監査・公表を法定。

六 再エネ制度清算拠出金（主財源）

1. 納付義務者：一定規模以上の再エネ発電事業者。
2. 賦課基準：売電電力量、受給額等（政令で定める）。
3. 免除・減免・不服申立て・滞納処分の整備。

七 需要家清算賦課金（不足時補填）

1. 発動条件：清算拠出金等をもってしても当該年度に不足が生ずる場合。
2. 賦課方法：小売電気事業者が電気料金に清算賦課金を加算・徴収し、OCCTO 清算勘定に納付。
3. 負担配慮：単価上限・时限・平準化・世帯等への配慮規定。
4. 透明性：料金明細での明示、年次公表、国会報告。

八 環境・安全の強化

外部積立・撤去・原状回復・代執行・費用回収等の規律を存置・強化。

九 監督・委員会

清算評価委員会の設置、報告徴収・立入、命令、過料等。

十 関係法令の整備

再エネ特措法・電力関連法の読み替え・失効化等。

十一 施行期日

公布日施行（一部は政令日）。

【条文】

再生可能エネルギー推進制度廃止・清算に関する法律案

第一章 総則

（目的）第一条

この法律は、再生可能エネルギー電気に係る固定価格買取制度及びフィードイン・プレミアム制度の廃止並びに当該制度の清算に関し必要な事項を定め、国民経済の安定、電力システムの健全な発展及び環境保全の両立を図ることを目的とする。

（定義）第二条

この法律において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「再生可能エネルギー発電事業者」 太陽光、風力、水力（ダム式を除く。）、地熱、バ

イオマスその他政令で定める再生可能エネルギー源により発電を営む者をいう。

二 「既存認定等」 施行日前において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「特措法」という。）に基づき行われた発電事業計画の認定、特定契約の締結又はプレミアム付与の決定をいう。

三 「清算」 特措法に基づく制度の終了に伴い必要となる未収・過不足の精算、任意の早期終了一時金の支払、係争解決、情報開示その他附帯事務をいう。

（国及び関係者の責務）第三条

国、再生可能エネルギー発電事業者、小売電気事業者その他の関係者は、この法律の目的の達成に資するよう、それぞれの役割に応じ必要な措置を講ずるものとする。

第二章 新規認定等の停止及び経過措置

（新規認定等の停止）第四条

一 経済産業大臣は、施行日以後、特措法の規定に基づく発電事業計画の認定を行ってはならない。

二 電気事業者は、施行日以後、特措法に基づく特定契約の締結並びに新たなプレミアム付与の対象となる行為をしてはならない。

三 前二項の規定は、施行日前に申請がなされたものを除き、適用する。

（既存認定等の存置）第五条

一 既存認定等に基づく権利義務は、当該契約又は決定に定める期間の満了まで、施行後もその効力を有する。

二 前項の規定は、増設、増容量その他政令で定める変更により増加する出力又は電力量について適用しない。

（任意の早期終了一時金）第六条

一 再生可能エネルギー発電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、既存認定等に係る権利義務の任意の早期終了を申し出ることができる。

二 国は、前項の申出に応じ当該権利義務を終了させるときは、政令で定めるところにより、当該事業者に一時金を支払うものとする。

三 一時金の算定式その他必要な事項は、清算評価委員会（第十五条）の意見を聴いて、経済産業省令で定める。

（任意の市場移行）第七条

再生可能エネルギー発電事業者は、施行日以後の将来分について、経済産業省令で定めるところにより、市場取引への移行を選択することができる。

第三章 清算勘定及び財源

（清算勘定の設置）第八条

一 一般社団法人電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」という。）は、清算事務を行うため、会計上区分した再エネ制度清算勘定（以下「清算勘定」という。）を設ける。

二 清算勘定の歳入は、第九条の再エネ制度清算拠出金、第十一条の需要家清算賦課金の

納付金その他の収入とし、歳出は清算に要する費用及びこれに附帯する費用とする。

三 OCCTO は、毎事業年度、清算勘定の業務及び財務の状況を公認会計士又は監査法人の監査を受けつつ取りまとめ、経済産業大臣に提出し、公表しなければならない。

(再エネ制度清算拠出金) 第九条

- 一 再生可能エネルギー発電事業者は、政令で定めるところにより、**再エネ制度清算拠出金**（以下「拠出金」という。）を納付しなければならない。
- 二 拠出金の**納付義務者、賦課基準**（売電電力量、受給額その他）、**算定方法、免除・減免、納付期限、延滞金及び不服申立て**に關し必要な事項は、政令で定める。
- 三 拠出金の徵収、督促及び滞納処分については、国税徵収法の例による。

(不足時の需要家清算賦課金) 第十条

- 一 経済産業大臣は、当該年度における清算勘定の歳入見通しが歳出見通しに不足すると認めるときは、政令で定めるところにより、**需要家清算賦課金**（以下「賦課金」という。）の賦課を行うことができる。
- 二 賦課金は、小売電気事業者が電気料金に加算して各需要家から徵収し、清算勘定に納付するものとする。
- 三 賦課金の**単価上限、適用期間（時限）、平準化及び需要家への配慮措置**（生活困窮世帯等の減免）は、政令で定める。
- 四 小売電気事業者は、賦課金を料金明細において明確に表示しなければならない。
- 五 賦課金の発動、単価及び期間の設定又は変更を行うときは、経済産業大臣は、その理由及び見通しを国会に報告し、公表しなければならない。

第四章 環境・安全

(廃棄等費用の外部積立及び代執行) 第十一条

- 一 特措法その他の法令に基づく廃棄、リサイクル及び原状回復に係る外部積立に関する規定は、制度廃止後もその効力を有する。
- 二 都道府県知事は、前項の履行がないときは、行政代執行法により代執行をすることができ、その費用を当該事業者から徵収する。

第五章 監督等

(清算評価委員会) 第十二条

- 一 経済産業省に、清算評価委員会を置き、拠出金及び賦課金の係数、第五条及び第六条に係る一時金算定式その他清算に関する重要事項を審議する。
- 二 委員の任期、会議の公開その他必要な事項は、政令で定める。

(報告徵収・立入検査) 第十三条

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度で、再生可能エネルギー発電事業者及び小売電気事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすることができる。

(命令) 第十四条

経済産業大臣は、この法律の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を命

することができる。

第六章 罰則

第十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条の規定による報告若しくは資料提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料提出をした者
- 二 第十四条の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日) 第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、政令で定める規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関係法律の整備) 第二条

- 一 特措法の一部を次のように改正する。
 - 1 調達価格及びプレミアムに関する規定は、施行日以後においては、新たな適用を生じないものとする。
 - 2 調達価格等算定委員会の任務を、本法に基づく清算に係る評価その他必要最小限に縮減する。
 - 3 費用負担調整に関する規定は、本法の清算勘定、拠出金及び賦課金に読み替える。
- 二 電気事業法その他関係法令について所要の整備を行う。

(経過措置) 第三条

施行の際現に存する既存認定等に基づく権利義務については、第五条の規定に従う。

(政令への委任) 第四条

この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(理由)

再生可能エネルギー推進制度に係る固定価格買取制度及びフィードイン・プレミアム制度を終了し、既存契約の尊重の下で公正かつ透明な清算を行い、国民負担の平準化と電力システムの安定・効率化を図るため。

以上